

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年1月30日

福島県相双建設事務所長 佐藤 敬

工事（委託業務）番号	第25-41370-0281号
工事（委託業務）名	道路橋りょう整備（再復）工事（改良舗装）
質問事項	
1. 本工事は「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」を遵守するものと理解してよろしいでしょうか。ご教示願います。	
2. 特記仕様書第10章3の関連工事に環境省による除染業務となっておりますが、施工範囲は除染がすべて完了しており、いつでも速やかに工事に着手できるという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	
3. 特記仕様書第10章11の用地取得及び支障物件において、用地確保の一部未了と工事支障物件有が明記され、いずれの見込み時期も令和8年3月下旬となっておりますが、見込み時期より遅れが生じた場合は「工事一時中止に係るガイドライン」に基づいた事務手続きが適切に行われるという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	
4. 特記仕様書第10章13の交通誘導員の配置について、工事起終点に1名配置するところがありますが、上記以外で残土搬出先や流用土仮置き場で交通誘導員の配置が必要となる場合は設計変更の対象となる理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	
5. 特記仕様書第10章15の指定仮設は「無」となっていることから、①図面番号64/97～69/97の「仮設道路工（東側）」、②図面番号70/97～79/97の「仮設道路工（西側）」、③図面番号80/97～89/97の「1号函渠工施工図」、④図面番号90/97～97/97の「ボックスカルバート施工手順」の図面タイトルに任意仮設の際に明記すべき「(参考図)」の表記が無くとも、図面内に記載の仮設道路設置等は任意仮設であると理解しますが、図面に示された平面や横断形状に差異が確認された場合は、設計変更の対象となる理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	

6. 特記仕様書第12章1の建設発生土の処理の搬出先は富岡町大字小良ヶ浜地内（L=2.0 km）となってますが、帰宅困難区域へ搬出するという理解でよろしいでしょうか。また、搬出作業は帰還困難区域内の特殊勤務手当との時間的制約の歩掛補正の対象となるという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。
7. 特記仕様書第27章三者協議の対象工事となっておりませんが、受注者の申し出による三者協議は可能という理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。
8. 本工事で施工する側溝からの流末処理は流量計算を伴う詳細設計が全て完了しているという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。
9. 工事箇所周辺住民の工事に対する理解及び協力は得られているという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。
10. 現地踏査の結果、施工範囲内に樹木があり伐採・処分が必要となりますが設計変更の対象になるという理解でよろしいでしょうか。その際、伐採搬出物の放射線量が高い場合の処置も設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。
11. 用地取得未了の箇所には補償物件となる樹木は含まれておりますでしょうか。また、取得補償した立木は、売却のために切り揃える施工手間、仮置きに係る運搬等、それら処分までに生じた費用は変更協議の対象となる理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。
12. 水替工が作業時排水となっておりますが、水没により法面等が不安定となり手戻りなど作業の遅延が懸念された場合や、埋戻し土が軟弱化し品質低下が懸念される場合は常時排水へ設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。
13. 残土搬出先や流用土仮置き場で敷鉄板等の仮設備が必要となる場合は設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。
14. 図面番号10/97の「横断図(4)」のNo.8+1.3～図面番号13/97の「横断図(7)」のNo.14間にガードパイプ（景観型）を設置する設計となっていますが、別途発注工事で施工する歩車道境界ブロック及び歩道舗装の施工が完了するまでは施工できない（工事一部中止になる）という理解でよろしいでしょうか。また、デリニエーター（土中建込式）の施工も同様の理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。
15. 図面番号11/97の「横断図(5)」のNo.10～図面番号12/97の「横断図(6)」のNo.12間は計画高が低く縦断勾配が凹形状となることから必然的に水が集まる箇所となります、本工事にはアスカーブ縁石工の施工が含まれていないことから、法面浸食

を発生させることが想定されます。法面浸食防止を目的とした仮排水等を施工する場合は設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。

16. 図面番号 13/97 の「横断図 (7)」のNo.13～No.14 にかけて既設法枠上に盛土をする計画となっているため、盛土に段切りを施すことは不可能であることから、段切りはしないという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。
17. 本工事費内訳書頁 0-0006 の土砂運搬によると、仮置場から流用土運搬 ($L=2.8\text{ km}$) となっていますが工事開始時には使用できるという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。
18. 本工事費内訳書表頁 0-0020 の土留・仮締切工によると、大型土のうを仮設道路（東側）に 95 袋設置した後に仮設道路（西側）へ 60 袋移設し、最終的に 95 袋撤去する設計となっています。仮設道路（東側）は仮設道路（西側）が完成してから撤去を行うため、仮設道路（東側）使用中は大型土のうを移設することができません。仮設道路（西側）の大型土のうは製作・設置することとなりますが設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。
19. 本工事費内訳表頁 0-0021 処分料（中間処理）廃プラスチック類（土木シート）の処理方法、積算上の処分先を開示願います。
20. 本工事費内訳表頁 0-0022 処分料（中間処理）廃プラスチック類（硬質系）の処理方法、積算上の処分先を開示願います。
21. 施工内訳表頁 0-0079 施工第 0-0021 号表 防草板設置工（切土用）と施工内訳表頁 0-0083 施工第 0-0024 号表 防草板設置工（盛土用）の諸雑費 4% は労務費、材料費、賃料費、施工費のどちらに乗じると考えればよろしいでしょうか。ご教示願います。
22. 施工内訳表頁 0-0129 施工第 0-0068 号表 排水構造物工（U型側溝）は、本工事費内訳表頁 0-0026 の小段排水工種となりますが、施工条件で小段排水補正の記載が見受けられません。小段排水補正の対象という理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。
23. 施工内訳表頁 0-0152 施工第 0-0091 号表 排水構造物工（U型側溝）は、本工事費内訳表頁 0-0035 の縦排水工種となりますが、施工条件で縦排水補正の記載が見受けられません。縦排水補正の対象という理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。
24. 施工内訳表頁 0-0174 施工第 0-0109 号表 防護柵設置工 土中建込（材料含）の施工規模 S0 と補正係数は 0 円と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。

25. 施工内訳表頁 0-0174 施工第 0-0110 号表 防護柵設置工（ガードパイプ設置工）（材料含）は Gp-C-3E4（景観型）と記載されておりますが積算条件はガードパイプ土中建込塗装品 Gp-Ap-2E の TC770 でよろしいでしょうか。ご教示願います。

回 答 事 項

1. お見込みのとおりです。
2. お見込みのとおりです。
3. お見込みのとおりです。
4. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議の対象とします。
5. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議の対象とします。
6. 帰還困難区域外の民地を借地し、建設発生土を仮置きする予定であります。
7. お見込みのとおりです。
8. お見込みのとおりです。
9. 地元住民への住民説明会は実施済み。協力を得られるとの認識であります。
10. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議の対象とします。
11. 用地取得未了箇所に補償物件となる樹木は含まれております。取得補償した立木の処分までに生じた費用は、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議の対象とします。
12. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議の対象とします。
13. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議の対象とします。
14. 現在、歩車道境界ブロック及び歩道舗装の施工の予定はございません。
15. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議の対象とします。
16. お見込みのとおりです。

17. 隣接工事からの発生土の使用を考えておりますが、搬入時期については調整が必要です。
18. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議の対象とします。
19. 中間処理で、恵和工業（株）ケイワ・ゼロエミプラントならではです。
20. 中間処理で、恵和工業（株）ケイワ・ゼロエミプラントならではです。
21. 労務費に乗じてください。
22. 小段排水補正が未計上であったため、施工第 0-0068 号表について、電子閲覧システム設計図書「kinnuki002」を修正しましたので、ご確認をお願いします。
23. 縦排水補正が未計上であったため、施工第 0-0091 号表について、電子閲覧システム設計図書「kinnuki002」を修正しましたので、ご確認をお願いします。
24. お見込みのとおりです。
25. ガードパイプの規格に誤りがあったため、施工第 0-0110 号表について、電子閲覧システム設計図書「kinnuki002」「suuryou001」を修正しましたので、ご確認をお願いします。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7998 号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7986 号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。